

## 既存建築物のバリアフリー化を支援します

～境港市福祉のまちづくり推進事業補助金のご案内～

### 境港市福祉のまちづくり推進事業について

#### ●事業の概要

既存の民間特定建築物(学校、病院、劇場、観覧場、集会所、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅その他の多数の者が利用する建築物)のバリアフリー化を支援するため、バリアフリー法及び鳥取県福祉のまちづくり条例による整備基準に基づいて整備を行う場合に、その整備費用の一部を助成します。

#### ●補助の対象となる建築物

バリアフリー法による特定建築物

※ただし、下記のものとは補助対象外になります。

× 区分所有権の対象となる部分を有する共同住宅

#### ●対象者

民間特定建築物の所有者

#### ●対象事業及び補助金の額

#### ○特定建築物

以下のバリアフリー整備に要する費用に対して、限度額の範囲内で1/2を補助します。

事業区分	補助対象事業費の限度額	左記限度額の場合の補助金の額	要件等 ※「基準」…法及び条例による建築物移動等円滑化基準
①既存建物の車いす利用者用トイレ等の改修	330万円	165万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■改修するトイレ及び道又は車いす利用者用駐車施設からトイレ及び利用居室(整備するトイレと同じ階のみ)までの経路を基準に基づいて整備する必要があります。</li> <li>■その他に下記の整備費用も補助の対象とすることが可能です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関を自動扉に改修する費用</li> <li>・傾斜路(スロープ)、点字ブロックの設置費用</li> <li>・階段の手すり、点字ブロックの設置費用</li> <li>・敷地内通路の傾斜路(スロープ)設置費用</li> </ul> </li> </ul>
②既存建物へのエレベーター設置	2,200万円	1,100万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建物全体を基準に基づいて整備する必要があります。</li> <li>■対象となる建築物が他の事業区分と異なりますのでご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・垂直移動2層分以上:2,000㎡未満の建物に限る</li> <li>・垂直移動1層分以内:面積要件はありません。</li> </ul> </li> </ul>
③既存建物の玄関改修	330万円	165万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■玄関及び道等又は車いす利用者用駐車施設から当該玄関までの経路を基準に基づいて整備する必要があります。</li> <li>■下記の整備費用が補助の対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関を自動扉に改修する費用</li> <li>・出入口の外側に音声誘導装置を設置する費用</li> <li>・傾斜路(スロープ)、点字ブロックの設置費用</li> <li>・階段の手すり、点字ブロックの設置費用</li> <li>・敷地内通路の傾斜路(スロープ)設置費用</li> </ul> </li> </ul>
④既存建物への音声誘導装置の設置	300万円	150万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■玄関への音声誘導装置の整備計画を含む、またはすでに整備されていることが必要です。</li> <li>■音声標識ガイドシステムのスピーカー1箇所あたり100万円(1件あたり3個)が上限です。</li> </ul>
⑤既存建物へのオストメイト対応設備の整備	110万円	55万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■オストメイト専用の流し台を設置し、温水が出る混合水栓を整備されていることが必要です。</li> </ul>
⑥既存建物への車いす利用者用駐車施設及び屋根の設置	220万円	110万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■車いす利用者用駐車施設から玄関までの経路に設ける屋根も対象になります。</li> </ul>
⑦既存建物への電光表示板、フラッシュライト等の整備	50万円	25万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■聴覚障がい者に緊急情報を伝達することができるものであることが必要です。</li> </ul>
⑧補助メニュー実施に伴い必要となる付随工事、建築主等の提案によるバリアフリー工事	50万円	25万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■床面積の合計1,000㎡以下の既存建物に限ります。</li> <li>■一般公共の用に供されるものであることが必要です。(バックヤード等特定の従業員のみが使用するもの等は補助の対象外です。)</li> </ul>

○特別特定建築物

以下のバリアフリー整備に要する費用に対して、限度額の範囲内で2/3を補助します。

ただし、※の付いたメニューは以下の用途のみが補助の対象となります。

劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、博物館、美術館又は図書館、飲食店

事業区分	補助対象事業費の限度額	左記限度額の場合の補助金の額	要件等 ※「基準」…法及び条例による建築物移動等円滑化基準
①既存建物の車いす利用者用トイレ等の改修	330万円 ※ 550万円	220万円 ※ 366.7万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■改修するトイレ及び道又は車いす利用者用駐車施設からトイレ及び利用居室(整備するトイレと同じ階のみ)までの経路を基準に基づいて整備する必要があります。</li> <li>■下記の整備費用が補助の対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレの改修費用</li> <li>・玄関を自動扉に改修する費用</li> <li>・スロープ、点字ブロックの設置費用</li> <li>・階段の手すり、点字ブロックの設置費用</li> <li>・敷地内通路のスロープ設置費用</li> </ul> </li> </ul>
②既存建物へのエレベーター設置	2,200万円	1,466.7万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建物全体を基準に基づいて整備する必要があります。</li> <li>■対象となる建築物が他の事業区分と異なりますのでご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・垂直移動2層分以上:2,000㎡未満の建物に限る</li> <li>・垂直移動1層分以内:面積要件はありません。</li> </ul> </li> </ul>
③既存建物の玄関の改修	330万円 ※ 550万円	220万円 ※ 366.7万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■玄関及び道等又は車いす利用者用駐車施設から当該玄関までの経路を基準に基づいて整備する必要があります。</li> <li>■下記の整備費用が補助の対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関を自動扉に改修する費用</li> <li>・出入口の外側に音声誘導装置を設置する費用</li> <li>・スロープ、点字ブロックの設置費用</li> <li>・階段の手すり、点字ブロックの設置費用</li> <li>・敷地内通路のスロープ、点字ブロック設置及び舗装等改修費用</li> </ul> </li> </ul>
④既存建物への洋便器、自動水栓、手すり、ベビーチェア等の整備	555万円	370万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一般公共の用に供されるものであることが必要です。(バックヤード等特定の従業員のみが使用するもの等は補助の対象外です。)</li> <li>[個別限度額] <ul style="list-style-type: none"> <li>便器の洋式化 50万円/箇所</li> <li>小便器の低リップ化 30万円/箇所</li> <li>自動水栓 20万円/箇所</li> <li>車いす利用者用便房用のプースの設置 80万円/箇所</li> <li>トイレの自動扉又は引戸化等 180万円/箇所</li> <li>便所手すり 5.5万円/箇所</li> <li>ベビーチェア 10万円/箇所</li> <li>ベビーベッド 20万円/箇所</li> <li>敷地、建物へ手すりの設置 1.5万円/m</li> <li>廊下(床、壁、天井) 10万円/m</li> <li>出入口改修 180万円/箇所</li> <li>点字ブロック 2.5万円/㎡</li> <li>利用居室内の段差解消用スロープの整備 20万円/箇所</li> </ul> </li> </ul>
⑤既存建物及び敷地への手すりの整備			
⑥既存建物の廊下拡幅改修に伴う床、壁、天井の改修			
⑦既存建物の出入口の開口幅の拡幅、引き戸化等の整備			
⑧既存建物及び敷地への点字ブロックの整備			
⑨既存ホテル・旅館の車いす利用者用客室の整備	550万円	366.7万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■改修する客室及び道又は車いす利用者用駐車場から客室までの経路を基準に基づいて整備する必要があります。</li> <li>■下記の整備費用が補助の対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・客室の改修費用</li> <li>・玄関を自動扉に改修する費用</li> <li>・廊下等のスロープ、点字ブロックの設置費用</li> <li>・階段の手すり、点字ブロックの設置費用</li> <li>・敷地内通路のスロープ設置費用</li> </ul> </li> </ul>
⑩既存建物への音声誘導装置の設置	300万円	200万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■玄関への音声誘導装置の整備計画を含む、またはすでに整備されていることが必要です。</li> <li>■音声標識ガイドシステムのスピーカー1箇所あたり100万円(1件あたり3個)が上限です。</li> </ul>
⑪既存建物へのオストメイト対応設備の整備	110万円	73.4万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■オストメイト専用の流し台を設置し、温水が出る混合水栓を整備されていることが必要です。</li> </ul>
⑫既存建物への車いす利用者用駐車施設及び屋根の設置	220万円	146.7万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■車いす利用者用駐車施設から玄関までの経路に設ける屋根も対象になります。</li> </ul>
⑬既存建物への電光表示板、フラッシュライト等の整備	50万円	33.4万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■聴覚障がい者に緊急情報を伝達することができるものであることが必要です。</li> </ul>
⑭補助メニュー実施に伴い必要となる付随工事、建築主等の提案によるバリアフリー工事	50万円	33.4万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■床面積の合計1,000㎡以下の既存建物に限ります。</li> <li>■一般公共の用に供されるものであることが必要です。(バックヤード等特定の従業員のみが使用するもの等は補助の対象外です。)</li> </ul>

●募集件数

予算の範囲内で対応します。